

月刊Eニュースレター  
Vol 1 第6号  
2020年11月

# ボトムライン

## 目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- M&A 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

## 主要な指標

### Indices 指数

BSE SENSEX	39,614	4.06%	▲
NSE NIFTY50	11,642	3.51%	▲
NASDAQ Composite	10,912	-2.29%	▼
NIKKEI 225	22,977	-0.90%	▼

### Currency 通貨

USD/INR	74.55	-1.35%	▼
EURO/INR	86.83	-0.74%	▼
GBP/INR	96.48	-1.53%	▼
JPY/INR	0.71	-2.12%	▼

注記：2020年10月31日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。  
参照：Yahoo Finance, Investing.com

# 直接税

## 通知・通達

平衡税の手続きに関するフレームワークが通知

2016年に、インド非居住者からインド顧客に対して提供される電子広告及びそれに関連するサービスに平衡税が課されました。課税の対象は非居住者のeコマース事業者によって得られた所得にまで拡大されました。これは2%のレートで課せられることとなりました。2020年平衡税(改正)規則によって、課税の際の支払い方法、従うべきコンプライアンス、不服申し立て等に関する手続きのフレームワークが定められました。これらは2020年10月28日から有効となります。

*Notification No. 87/2020 dated October 28, 2020*

**FY2019-20の税務監査, 税務報告書, 納税申告の期限が延長**

パンデミックの影響を受けた納税者に対する緩和策として、税務監査、移転価格報告書、税金の申告の期限が延長されました。これにより監査を経ない会社の法人税申告、税務監査、移転価格報告書、の期限は2020年12月31日となりました。監査を経た納税者の法人税申告の期限は2021年1月31日となりました。

*Press release dated October 24, 2020*

**FY2019-20の移転価格の許容範囲**

過去の年度の移転価格の許容範囲について、卸売業者については3%、その他の事業者については1%とすることが定められました。許容範囲とは、実際の取引価格と独立当事者間価格との間の相違のことを言います。

*Notification No. 83/2020 dated October 19, 2020*

特例の不服申し立て解決スキームにおける支払い期限がさらに延長

パンデミックの発生に鑑みて、特例の不服申し立て解決スキームであるVSVSの終了時期が2020年12月31日まで延長されました。これに加えて、このスキームを用いて2020年12月31日までに解決された紛争に関する税金の支払いの期限が2021年3月31日まで許容されることとなりました。

*Notification no. 85/2020 dated October 27, 2020*

## 司法判断

**Vodafoneが国際仲裁法廷にて仲裁を獲得**

ハーグにある国際仲裁法廷は、Vodafone社がHutch社のインドの資産を取得した際にインド政府による遡及的な納税要求が課された件に関して、Vodafone社に有利な判断をしました。2012年には、最高裁判所は、Vodafone社がしたインド非居住者同士の株式の取引に対してインド税務当局は税金を課す権限は有していないと判断しました。その後、インド国会は1961年所得税法について2012年最高裁判所の判断を無効とする ことを内容とする、改正を遡及的に行いました。国際仲裁法廷は、この判断において、インド政府によって取られた税務上の立場は2国間の投資保護条約の元での公平で平等な扱いの保証を侵害するものであるとされました。

*Vodafone International Holdings BV, September 25, 2020 (Permanent Court of Arbitration)*

FY2019-20の税務監査, 税務報告書, 納税申告の期限が延長

VSVSの元での税金の支払いの期限がさらに延長

Vodafoneが国際仲裁法廷にて有利な仲裁を獲得



# 間接税

## 通知・通達

FY2018-19に関する年次の報告書の期限がさらに延長

Form GSTR-9/9A及びForm GSTR-9Cにおける一致の陳述の申告の期限が2020年10月31日から12月31日までさらに延長されました。

*Notification No. 80/2020-Central Tax dated October 28, 2020*

FY2019-20の年次の申告書GSTR-9の提出基準

FY2019-20においては合計の売上が2000万ルピーを超える納税者に年次の申告書の提出義務が課せられます。その他の納税者については任意となります。

*Notification No. 77/2020-Central Tax dated October 15, 2020*

HSNコードをインボイスにて開示することが必要

納税者はすべてのインボイスにおいて、HSNコードと呼ばれる一定の数字を開示する必要があります。2021年4月1日より、前年度の合計の売上額が5000万ルピーを超える納税者については6桁のコードを表示する必要があります。その他の納税者については、登録された人に対して発行するインボイスに4桁のものを表示する必要があります。

*Notification No. 78/2020-Central Tax and Notification No. 6/2020 - Integrated Tax both dated October 15, 2020*



## 司法判断/先行規定

課税額の算定は逮捕に先立つ必要不可欠なものではありません

CGST法のもとでの納税者の逮捕のための権力は、納税者が罰則に値する違法行為をしたと、税務長官が信じるに足る理由があれば行使可能となります。査定を完了させて課税額や罰則を特定することは逮捕に先立つ不可欠な事項ではありません。

*Vimal Yashwantgiri Goswami v. State of Gujarat (Gujarat High Court)*

サービス税における追加の教育目的税(cess)は転用可能な仮払いGSTとして利用できません

EC, SHEC, そしてKCによって蓄積された仮払いGSTは、転用可能なクレジットとして繰越することができません。これは国税局が地方法廷に対してした控訴に対して、統一された裁判所の見解がなされていたものを変更するものとなります。

*Assistant Commissioner CGST and Central Excise v. M/s Sutherland Global Services Private Limited (Chennai High Court)*

駐在員事務所は登録をしてGSTを支払うことが必要

RBIの承認という観点では、駐在員事務所ですら許容される活動は連絡業務という性質のものに限られます。これらには対価を受領していなくても仲介サービスという分類に当てはまります。駐在員事務所は自らGST法上の登録をして税金を支払う必要があります。

*M/s Fraunhofer-Gesellschaft Zur Forderung der angewandten Forschung (AAR Karnataka)*

費用の償還はリバースチャージの方式で課税対象に

本件では、費用がインド子会社ではなく、その海外親会社により負担され

FY2018-19の年次の報告書の提出期限が2020年12月31日までさらに延長

課税額や罰則の決定は納税者を逮捕するための必要不可欠な事項ではありません

AARは駐在員事務所がGST登録をして納税をする必要があると判断

ました。このような費用の償還はインド子会社によるサービスの輸入であり、リバースチャージの方式が適用されます。

*M/s ICU Medical India LLP (AAR Tamil Nadu)*

財産の仮差し押さえは税務当局が任意に決定することは不可

財産の仮差し押さえは実質的な事実に基づく必要があり、当局の利息収入を確保するために物品や銀行口座を仮に差し押さえる必要があることの理由を説明する必要があります。実質的な根拠が存在することは差し押さえの決定に先立つ必要条件です。

*M/s Meenakshi Trendz v. State of Gujarat (Gujarat High Court)*

登録を棄却する際の出頭命令や通知が曖昧として裁判所により無効と決定

本件では当局が発した出頭命令が曖昧なものでした。さらに、申請者への聴聞の機会の日程を調整したり返答を待つことなく登録の棄却の通知がなされました。このような通知は無効であると裁判所に判断されました。

*M/s Mahavir Traders v. Union of India (Gujarat High Court)*

# 会社法及び関連法

## 2020年統合FDIポリシー

商工省は、2020年10月15日から有効となる2020年統合FDIポリシーを発行しました。統合FDIポリシーによると、インドと国境を接している国からのFDIに関しては政府からの承認が必要とされています。このため、企業の属する国や投資の利益を享受する者、投資をする人が考慮に入れられることとなります。

*Department for Promotion of Industry and Internal Trade/Policy Circular 2020*

## Ex-gratia 支払いスキーム

政府は特定の融資の借受人のための、Ex-gratia支払いスキームを強制適用することとしました。このスキームの元では、融資をする金融機関が2020年5月1日から2020年8月31日の間に顧客から受け取る単利及び複利それぞれに関して、一定の猶予を与える必要があります。

*RBI Circular No. 61/20-2021 dated October 26, 2020*

## SEBIの一回きりの解決スキームの延長

SEBIの解決スキームの利用は2020年7月27日に可能となりましたが、2020年12月31日まで延長されます。このスキームはBSE内での取引で2014年4月1日から2015年9月30日の期間において、ストックオプションの取引で暴落があった関係で、SEBIが強制執行手続きをとることを承認した企業に対して恩恵を与えるものです。

*SEBI Public Notice dated October 31, 2020*

インドと国境を接する国からのFDIに関して事前の承認が必要に

SEBIは一回きりの解決スキームを延長へ



## CFOの展望

政府は国内製造業を促進するためPLIスキームを利用可能なセクターを増加させることを計画

PLIスキームをより多くのセクターに拡大

政府は国内製造業を促進するため、PLIスキームを新たに8つのセクターに適用可能にすることを計画中です。インドを製造業の中心とするため、携帯電、製薬、医療品、のセクターに向けたPLIスキームを発表しました。PLIスキームは、製造業者が生産高に応じて5-7年の間金銭のインセンティブを受けられるようにするためのものです。

RBIはCOVID-19によって損害を被った資産の処理のためのフレームワークに関するFAQを発表

RBIによって発表されたFAQによると、融資機関はCOVID-19によって損害を被った資産の処理に関するスキームを利用することが可能です。これは社債や証券など信用の代わりとなるような投資対象品も含まれます。



## 合併と吸収

クイックガイドシリーズ—ベンチャーキャピタルからのスタートアップへの融資

スタートアップ企業は存続し、成長し、才能を維持するために資金が必要です。しかし、設立初期の場合、多くの設立者はどのようにベンチャーキャピタルとコンタクトを取り、資金を得るための自己のアイデアを発表したら良いのかがわかっていません。

- 1. 目的:** 会社のビジョンとミッションは決められているべきであり、可能であれば「一文」で説明されることが必要です。
- 2. 問題と解決策:** マーケット及び顧客が現在面している問題に主眼が置かれたものであることが必要です。問題点及びスタートアップ企業によってもたらされる解決策について、的確に説明がなされることが必要です。
- 3. マーケットのポテンシャル:** 市場の合計額(Total Market Value)及び、サービスや物品の提供可能な市場(Service Available Market), そしてその会社がシェアの獲得を目指す、提供可能でシェア獲得可能な市場(Serviceable Obtainable Market)を特定することが必要です。
- 4. 競合:** 競合に関しては研究がされる必要があり、多くの重要点における詳細な比較が必要です。
- 5. ビジネスモデル:** ビジネスの採算性を説明するビジネスプランが必要です。言い換えるとビジネスが長期的な視野でみて、どのように収益を上げていくのかを、資金調達のマイルストーンと並行して決定する必要があります。
- 6. チーム:** ベンチャーキャピタルはチームに投資します。CEO, CTO, CMO及び資金調達後の組織の構成を理解しようとしてください。
- 7. 財務諸表とKPI:** 月次及び四半期ごとの財務諸表と過去6-12ヶ月及び最低でも次の12-24ヶ月の重要業績評価指標(KPI)はベンチャーキャピタルが最終的な意思決定をするためには極めて重要となります。

各スタートアップにとって価値のアピールは異なるものの、上記の事項はプロセスが成功するか失敗するかを決定するのに共通して重要です。

次号では、成長段階にある会社の資金調達がスタートアップの場合とどのように異なるのかについて議論します。



# 弊社ニュース



## ウェビナー情報

### ROAD TO RECOVERY – パネルディスカッションシリーズ

Road to Recovery シリーズのパネルディスカッションが執り行われました。ここでは各企業が各々の回復の戦略を立てる上で重要な5つの問題点について議論がなされました。パネリストは二十人以上のCFOやCEOからなり、ロックダウンで得た教訓、採用してよかった戦略、今後取る予定の戦略等について知恵を共有していただきました。

### パネルディスカッション1: 運転資本-新しいアプローチと将来の戦略 2020年10月14日

パネル主席: Sudip Bandopadhyay (Inditrade Capital グループ主席)

パネリスト: S Ranganathan (Edelweiss Financial Services 社長 兼 CFO); Sanjay Agarwal (Jyothy Labs CFO); Sushanth Pai (Matrimony.com CFO) そして Nitin Arora (ASA & Associates LLP トランザクションアドバイザー部門パートナー)

### パネルディスカッション2: タックスプランニング-将来に向けての加速 2020年10月21日

パネル主席: Sanjiv Choudhary (International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA) New York メンバー)  
パネリスト: Raj Gandhi (Varun Beverages 社長兼常勤取締役);

Somyajit Mallick (Airbus Group India 税務部門ヘッド); Arvind Singal (RBS Services India 税務部門長, 会社秘書役) そして Sunil Arora (ASA & Associates LLP ムンバイ事業副統括及び税務部門パートナー)

### パネルディスカッション3: ビジネスの継続-リスクマネジメント 2020年10月28日

パネル主席: Richard Rekhy (KPMG Dubai 取締役, KPMG India 前CEO)  
パネリスト: Anand Prasad (AP Partners 設立者) Ivan Valcuende (Airbus Group India CFO) Nikhil Mehrotra (Bharti Group 副社長兼国際事業統括財務監査 (会社監査) として Keyur Dave (ASA & Associates LLP 監査部門パートナー兼ムンバイ事業統括)

## その他ウェビナー

### 直接税に関する最近の発展に関するQ&A 2020年10月27日

講演者: Karthik SS (税務部門副取締役)  
このウェビナーでは非対面の税務調査/不服申し立てスキーム及び電子課税と源泉徴収税に関して扱いました。

### インドにおけるフランス国籍者-COVIDの影響部分の免税 2020年10月12日

講演者: Sunil Arora (ASA & Associates LLP ムンバイ事業副統括及び税務部門パートナー)

このウェビナーはインドフランス商工会により主導され、インド国内にいるフランス国籍の方がCOVID-19によって陥った複雑な状況の解決法について案内がされました。

### 監査, リスクとガバナンス-生じているトレンド, 昨今の困難と今後の展望 2020年10月28日

講演者: Parveen Kumar (監査部門ナショナルヘッド)

Parveen はASSOCHAM が主宰する会社の詐欺, テクノロジー, 今後生じる困難に関するオンラインのパネルディスカッションを司会しました。

## 弊社執筆情報

### 商業自動車-電気自動車-2020年10月 著者: G Viswanathan (会計及びビジネスサポート部門取締役)

Motoring Trends 誌の2020年9-10月号に掲載されたこの記事は、商業自動車業界が直面した困難と解決するのにもっとも適した方法について照準を当てました。

### 収益の認識の自動化: 銀行における資産の分類と前払金のプロセス-2020年10月

著者: Sivaraman V (監査部門シニアマネージャー)

これはRBIガイドラインと、実施するための実務的な困難、そしてインドの銀行システムにもたらされるであろう影響についてまとめたものです。

# 用語集



## AAR

Authority for  
Advance Ruling

## BSE

Bombay Stock  
Exchange

## CGST

Central Goods and  
Services Tax

## CGST Act

Central Goods and  
Services Tax Act,  
2017

## CEO

Chief Executive  
Officer

## CFO

Chief Financial  
Officer

## CMO

Chief Marketing  
Officer

## CTO

Chief Technical  
Officer

## EC

Education Cess

## FAQs

Frequently Asked  
Questions

## FDI

Foreign Direct  
Investment

## FY

Financial Year

## GST

Goods and Services  
Tax

## HSN

Harmonized System  
of Nomenclature

## KKC

Krishi Kalyan Cess

## KPI

Key Performance  
Indicator

## LO

Liaison Office

## PCA

Permanent Court of  
Arbitration

## PLI Scheme

Production Linked  
Incentive Scheme

## RBI

Reserve Bank  
of India

## SC

Supreme Court

## SCN

Show Cause Notice

## SEBI

Securities and  
Exchange Board of  
India

## SHEC

Secondary and  
Higher Education  
Cess

## TCS

Tax collected at  
Source

## VC

Venture Capital

## VSVS

Direct Tax Act, 2020



お客様からのご意見は大変貴重な  
ものです。お気付きの点がございましたら  
ご連絡をおねがいいたします。  
連絡先: editorial@asa.in

# 当社概要

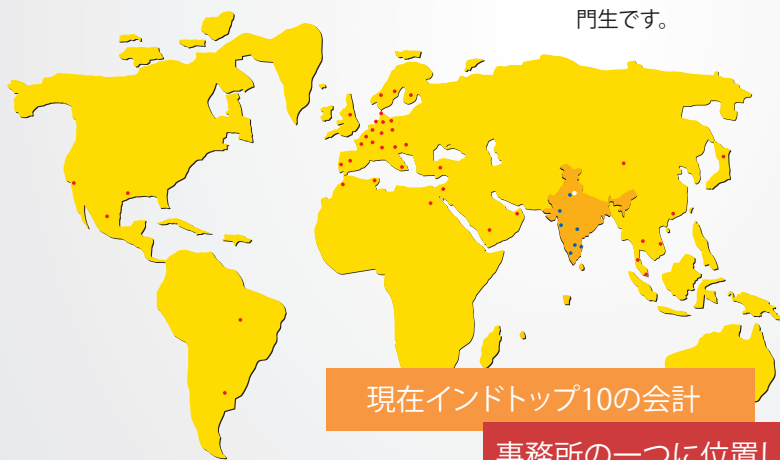
弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

## サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランザクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



現在インドトップ10の会計

事務所の一つに位置しています

ASA & ASSOCIATES LLP



## 本社

ニューデリー  
Aurobindo Tower  
81/1 Third Floor Adchini  
Aurobindo Marg  
New Delhi 110 017 INDIA  
T +91 11 4100 9999

アーメダバード  
306 - B, Pinnacle Business Park  
Corporate Road, Prahlad Nagar  
Ahmedabad, 380 015 INDIA  
T + 91 79 4891 5409

バンガロール  
Level - 2, Park Square  
No.150, 36th Cross  
Jayanagar 7th Block  
Bengaluru 560 082 INDIA  
T +91 80 4151 0751

チェンアイ  
Unit No. 709 & 710,  
7th Floor 'Beta Wing'  
Raheja Towers, New Number 177  
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA  
T +91 44 4904 8200

グルガオン  
Times Square Fourth Floor  
Block B, Sushant Lok 1  
Gurgaon 122 002 INDIA  
T +91 124 4333 100

ハイデラバード  
Ammaram Unnathasan Reddy Tower  
H No 1-11- 301/3 Ground Floor  
Gagan Vihar Begumpet  
Hyderabad 500 016 INDIA  
T +91 40 2776 0423

コチ  
Pioneer Tower  
207-208 Second Floor  
Marine Drive  
Kochi 682 031 INDIA  
T +91 484 410 9999

ムンバイ  
68 Filmcenter  
C-34 Third Floor  
J Dadaji Road Tardeo  
Mumbai 400 034 INDIA  
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス  
チャンディガール、コルカタ、ブネ、ヴィンヤカーパットナム、ネパール

www.asa.in

700 人のプロ  
フェッショナル社員

6000  
の顧客

60 +  
ヶ所の事務所

32 人のパートナー  
及びディレクター

29 年の  
経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。